# 第3章 噴火時等の対応 (緊急フェーズ)

- 1 噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合などの避難対応
- (1) 異常現象の通報または臨時の解説情報が発表された場合

# ①協議会の構成機関の体制

協議会の構成機関は、異常現象の通報または火山の状況に関する解説情報(臨時)(以下、「臨時の解説情報」という。)が発表された場合、情報の収集と共有体制を強化するとともに、市が住民に対して説明会を開催する場合は、連携して対応する。

県は、必要に応じて協議会を開催し、今後の防災対応等について協議する。協議の結果、防災 対応が必要と判断される場合は、構成機関と連携し、火口周辺規制等の対応(各噴火警戒レベル の対応を参照)をとる。また、噴火警戒レベルが引き上げられた場合や、噴火した場合に備え、 火口周辺規制や登山者等の避難誘導、救助活動などの防災対応について協議し、構成機関に対し て準備を促す。

#### ②情報収集·伝達

気象庁は、臨時の解説情報を発表した場合は、協議会の構成機関に情報を共有する。また、異常現象の通報を受けた場合は、異常現象について確認し、必要に応じて、関係機関に伝達し注意を促す。

県や市は、気象庁から臨時の解説情報の連絡を受けた場合、関係機関に情報を伝達し共有する。また、HPや防災行政無線、防災ラジオ、防災メール、報道機関の活用等により、住民、登山者等に対しても、異常現象が発生していることや臨時の解説情報の発表について周知し、今後の情報について注視するように促す。

協議会の構成機関は、気象庁から臨時の解説情報の発表等の連絡を受けた場合、関係機関に情報を伝達し共有する。

火口近くに位置する避難促進施設等は、市から異常現象が発生していることや臨時の解説情報の発表の連絡を受けた場合、施設利用者等へ情報伝達(周知)するととともに、施設利用者や 周辺の登山者等の人数等の把握、共有に努める。

#### (2) 噴火警戒レベル2の場合

#### ①協議会の構成機関の体制

協議会の構成機関は、あらかじめ定められた防災体制をとり、担当する防災対応を実施すると もに、情報収集・伝達体制や関係機関との情報共有体制を強化する。

各市は、あらかじめ定められた火口周辺規制を実施する。

県は、必要に応じて協議会等を開催し、火山活動の状況や火口周辺規制について協議を行い、 関係機関とともに鹿角市及び仙北市に対する助言や必要な支援を行う。また、今後、噴火警戒レベルが3に引き上げられた場合や、噴火が発生した場合に備え、入山規制や登山者等の避難、救助活動などの防災対応について協議し、構成機関に対して準備を促す。

# 【各機関の防災体制】

機関	防災体制
秋田県	災害警戒部
秋田県鹿角地域振興局	鹿角地域災害警戒部
秋田県仙北地域振興局	仙北地域災害警戒部
鹿角市	災害警戒対策室
仙北市	災害対策部

# ②情報収集・伝達

県、市及び関係機関は、住民、登山者等への情報伝達を強化し、噴火警戒レベルが2に引き上げられたことや火口周辺規制の実施について周知徹底する。

# 【各機関の実施内容】

機関	実施内容
秋田県	●関係機関に情報伝達・共有 ●HP、SNS等による広報 ●道路情報板等による道路利用者への情報提供 ●看板の設置等による登山道の通行止め等の規制情報の周知 ●観光ガイド、観光施設等を通じた情報発信、啓発活動 ●報道機関への情報提供
鹿角市仙北市	<ul> <li>●関係機関に情報伝達・共有</li> <li>●HP、SNS等による広報</li> <li>●道路情報板等による道路利用者への情報提供</li> <li>●看板の設置等による登山道の通行止め等規制情報の周知</li> <li>●緊急速報メール、登録制メール、防災ラジオ等による登山者等への避難の呼びかけ</li> <li>●火口近くに位置する避難促進施設等から、登山者等の情報を収集し、県等の関係機関に伝達する</li> <li>●登山口等で規制範囲内から避難してきた登山者等の情報と登山届等の情報を照合し、関係機関と情報を共有</li> <li>●特定地域へ高齢者等避難の発令</li> <li>【鹿角市】澄川地熱発電所、大沼地熱発電所、大沼温泉、後生掛温泉、蒸ノ湯温泉</li> <li>【仙北市】大深温泉、玉川温泉、新玉川温泉、玉川酸性水中和処理施設</li> <li>●特定地域へ避難指示の発令(降灰を伴う噴火発生時)</li> <li>【鹿角市】澄川地熱発電所</li> <li>●報道機関への情報提供</li> </ul>
秋田県警察本部 鹿角警察署 仙北警察署	<ul><li>●HP等による広報</li><li>●関係機関への情報伝達</li><li>●報道機関への情報提供</li><li>●登山□等で規制範囲内から避難してきた登山者等の情報と登山届等の情報を照合し、関係機関と情報を共有</li></ul>

仙台管区気象台 秋田地方気象台	<ul><li>●火山関連情報の発表及び関係機関への情報共有</li><li>●火山活動及び気象情報等の解説</li></ul>	
その他 (各消防本部、国)	<ul><li>●HP等による広報</li><li>●関係機関への情報伝達</li><li>●報道機関への情報提供</li></ul>	
避難促進施設	●施設利用者等に情報伝達 ●施設利用者や周辺の登山者等の人数等を把握に努め、市等へ報告	

住民、登山者等への周知の文例は次のとおりとする。

#### <住民等向けの防災行政無線文例>

#### こちらは○○市です。

本日午前(午後)○時○分に噴火警報(火口周辺)が秋田焼山に発表され、噴火警戒レベル2 (火口周辺規制)に引き上げられました。

小規模な噴火が発生するおそれがありますので、火口から概ね1kmの範囲と、叫沢上流域は 危険です。特定地域の温泉施設等は、避難等の準備をしてください。また、高齢者・障害者等 の要配慮者の方は避難してください。

住民の皆様は、今後の火山に関するお知らせ、テレビ等の情報に注意してください。

詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

#### <登山者等向けの防災行政無線例>

#### こちらは○○市です。

本日午前(午後)○時○分に噴火警報(火口周辺)が秋田焼山に発表され、噴火警戒レベル2 (火口周辺規制)に引き上げられました。

小規模な噴火が発生するおそれがありますので、火口から概ね 1 km の範囲と、叫沢上流域は 危険です。登山、入山中の方は、直ちに下山してください。

今後の火山に関するお知らせ、テレビ等の情報に注意してください。

詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

#### <緊急時におけるメール文例(200文字以内)>

#### こちらは○○市です。

本日午前(午後)○時○分、秋田焼山に噴火警戒レベル2(火口周辺規制)が発表されました。 小規模な噴火が発生するおそれがあります。

火口から概ね1kmの範囲と叫沢上流域は危険です。入山中の方は直ちに下山してください。特定地域の施設等は避難の準備をしてください。高齢者等の要配慮者の方は避難してください。

また、それ以外の方も今後の市からのお知らせや、テレビ等の情報に注意してください。

#### ③火口周辺規制

県、各市は、あらかじめ定められた規制箇所で、規制の理由や情報の更新日時を掲示した看板 等を設置し、入山規制を実施する。

気象庁や火山専門家は、必要に応じ警戒が必要な範囲や規制範囲について関係機関に助言を 行う。

警察や消防は、規制範囲内に逃げ遅れた者がいないかを確認する。

# 立入禁止

危険ですから、 規制区域には絶対に立ち入らないでください。

害対策基本法に基づき、ここから先は立入禁止とします。

秋

田焼山に火口周辺警報

(噴火警戒レベル2)

が発表されたため、災

異常を感じた場合には直ちに避難

(下山) してください。

# 通行止めの

# お知らせ

害対策基本法に基づき、

この先〇〇〇登山口で立入規制を実施しており

(噴火警戒レベル2) が発表されたため、

災

秋田焼山に火口周辺警報

ます。

異常を感じた場合には直ちに避難 (下山) してください。

危険ですから、 規制区域には絶対に立ち入らないでください。 。また、

- 67 -

# ④登山者等の避難誘導(※避難は火口から離れることを基本とする)

### 【鹿角市】

メール、防災ラジオ、避難促進施設等への連絡等により、登山者等に規制範囲外への避難を呼びかける。避難誘導を行う際は、火山活動の状況や気象庁、火山専門家等の助言により、規制範囲外への避難について施設等と連携し対応する。

また、利用者等の避難に必要となる車両等の確保を行い、確保した車両を救護地点である後生 掛自然研究路入口(駐車場)及び国道341号と八幡平アスピーテラインの交差点に手配する。

#### 【仙北市】

メール、防災ラジオ、避難促進施設等への連絡等により、登山者等に規制範囲外への避難を呼びかける。

避難誘導を行う際は、火山活動の状況や気象庁、火山専門家等の助言により、規制範囲外への 避難について施設等と連携し対応する。

また、利用者等の避難に必要となる車両等の確保を行い、確保した車両を県営玉川園地駐車場に手配する。

#### 【秋田県】

市からの要請に基づき、消防防災へリコプター等で登山者等に規制範囲外への避難を呼びかけるとともに、避難促進施設や登山口等に出動する車両等を次頁で示す場所に手配するなどの対応を行う。

#### 【警察・消防】

気象庁、火山専門家等の助言により、登山者等の避難誘導にあたる。

#### 【その他関係機関】

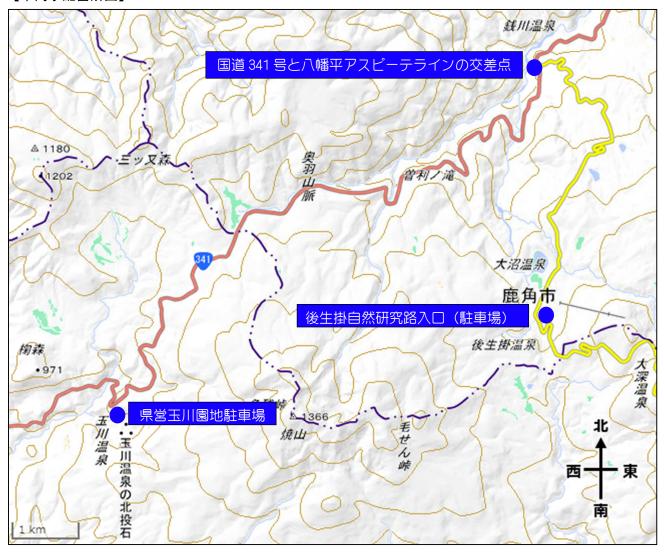
観光関係団体・観光関係事業者等は、身の安全を確保しつつ、市の情報をもとに登山者等の避難誘導にあたる。

## ⑤避難促進施設による避難誘導

火口近くに位置する避難促進施設は、施設の利用者等に対して、噴火警戒レベルが2に引き上げられたことを周知するとともに、退避が必要な場合は緊急退避の措置をとる。また、市と協議・連携し、規制範囲外への避難誘導を行う。

市は、火山活動の状況や気象庁、火山専門家、協議会等の助言を踏まえ、避難促進施設の利用者等の緊急退避やその後の避難について施設と協議し、避難が必要となった場合には、施設と連携し規制範囲外への避難誘導にあたる。

# 【車両手配箇所図】



# (3) 噴火警戒レベル3の場合

# ①協議会の構成機関の体制

協議会の構成機関は、あらかじめ定められた防災体制をとり、担当する防災対応を実施するとともに、情報収集・伝達体制や関係機関との情報共有体制を強化する。

各市は、あらかじめ定められている入山規制の実施や、避難促進施設等と連携した登山者等の 規制範囲外への避難誘導等、防災対応を実施する。

県は、必要に応じて協議会等を開催し、火山活動の状況や入山規制について協議を行い、関係機関とともに鹿角市及び仙北市に対する助言や必要な支援を行う。また、今後、噴火警戒レベルが4に引き上げられた場合や、噴火が発生した場合に備え、規制範囲、避難対象地域、避難経路、避難所等の確認、避難誘導体制などの防災対応について協議し、構成機関に対して準備を促す。 国は、必要に応じて火山災害現地連絡室を設置し、関係機関との連絡調整を行う。

## 【各機関の防災体制】

機関	防災体制
秋田県	災害対策部
秋田県鹿角地域振興局	鹿角地域災害対策部
秋田県仙北地域振興局	仙北地域災害対策部
鹿角市	災害警戒本部
仙北市	災害対策本部
玉	火山災害現地連絡室

# ②情報収集・伝達

県、各市及び関係機関は、住民、登山者等への情報伝達を強化し、噴火警戒レベルが3に引き 上げられたことや入山規制の実施について、周知徹底する。

## 【各機関の実施内容】

機関	実施内容
秋田県	●関係機関に情報伝達・共有 ● H P 、 S N S 等による広報 ● 道路情報版等による道路利用者への情報提供 ● 看板の設置等による道路及び登山道の通行止め等規制情報の周知 ● 観光ガイド、観光施設等を通じた情報発信、啓発活動 ● 報道機関への情報提供
鹿角市仙北市	●関係機関に情報伝達・共有 ●HP、SNS等による広報 ●道路情報版等による道路利用者への情報提供 ●看板の設置等による道路及び登山道の通行止め等規制情報の周知 ●緊急速報メール、登録制メール、防災ラジオ等による登山者等への避難の呼びかけ ●火□近くに位置する避難促進施設等から、登山者等の情報を収集し、県等

	T
	の関係機関に伝達する
	●登山□等で規制範囲外から避難してきた登山者等の情報と登山届等の情
	報を照合し、関係機関と情報を共有
	●特定地域へ避難指示の発令
鹿角市	【鹿角市】澄川地熱発電所、大沼地熱発電所、大沼温泉、後生掛温泉、蒸ノ
仙北市	湯温泉
	積雪期のみ八幡平中学校、八幡平小学校、志張温泉、永田地区を
	追加
	【仙北市】大深温泉、玉川温泉、新玉川温泉、玉川酸性水中和処理施設
	●特定地域へ高齢者等避難の発令
	【鹿角市】志張温泉
	●報道機関への情報提供
	<ul><li>●HP等による広報</li></ul>
秋田県警察本部	●関係機関への情報伝達
鹿角警察署	●報道機関への情報提供
山北警察署 山北警察署	●登山□等で規制範囲外から避難してきた登山者等の情報と登山届等の情
	報を照合し、関係機関と情報を共有
仙台管区気象台	●火山関連情報の発表及び関係機関への情報共有
秋田地方気象台	●火山活動及び気象情報等の解説
その他	● H P 等による広報
(各消防本部、	●関係機関への情報伝達
( = //3//3 / = /	●報道機関への情報提供
国)	
】 避難促進施設	●施設利用者等に情報伝達
	●施設利用者や周辺の登山者等の人数等の把握に努め、市等へ報告

住民、登山者等への周知の文例は次のとおりとする。

## <住民等向けの防災行政無線文例>

こちらは〇〇市です。

本日午前(午後)○時○分に噴火警報(火口周辺)が秋田焼山に発表され、噴火警戒レベル3 (入山規制)に引き上げられました。

噴火が発生するおそれがありますので、火口から概ね4kmの範囲と居住地域近くまでの河川流域は危険です。特定地域の施設等は避難してください。

住民の皆様は、今後の火山に関するお知らせ、テレビ等の情報に注意してください。

詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

#### <登山者等向けの防災行政無線例>

こちらは〇〇市です。

本日午前(午後)○時○分に噴火警報(火口周辺)が秋田焼山に発表され、噴火警戒レベル3 (入山規制)に引き上げられました。

噴火が発生するおそれがありますので、火口から概ね4kmの範囲と居住地域近くまでの河川流域は危険です。入山中の方は直ちに下山してください。

今後の火山に関するお知らせ、テレビ等の情報に注意してください。

詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

#### <緊急時におけるメール文例>

こちらは○○市です。

本日午前(午後)○時○分、秋田焼山に噴火警戒レベル3(入山規制)発表されました。 噴火が発生するおそれがあります。

火口から概ね4kmの範囲と居住地域近くまでの河川流域は危険です。入山中の方は直ちに下山してください。特定地域の施設等は避難してください。

それ以外の方も今後の市からのお知らせや、テレビ等の情報に注意してください。

# ③入山規制

県、各市は、あらかじめ定められた規制箇所で、規制の理由や情報の更新日時を掲示した看板 等を設置し、入山規制を実施する。

気象庁や火山専門家は、必要に応じ警戒が必要な範囲や規制範囲について関係機関に助言を 行う。

警察や消防は、入山規制範囲内に逃げ遅れた者がいないかを確認する。

# ④登山者等の避難誘導

#### 【鹿角市】

メール、防災ラジオ、避難促進施設等への連絡等により、登山者等に規制範囲外への避難を呼びかける。避難誘導を行う際は、火山活動の状況や気象庁、火山専門家等の助言により、規制範囲外への避難について施設等と連携し対応する。

また、利用者等の避難に必要となる車両等の確保を行い、車両を国道 341 号と八幡平アスピーテラインとの交差点に手配する。

#### 【仙北市】

メール、ラジオ、避難促進施設等への連絡等により、登山者等に規制範囲外への避難を呼びかける。避難誘導を行う際は、火山活動の状況や気象庁、火山専門家等の助言により、規制範囲外への避難について施設等と連携し対応する。

また、利用者等の避難に必要となる車両等の確保を行い、車両を国道 341 号の長者の館前に 手配する。

#### 【秋田県】

市からの要請に基づき、消防防災へリコプター等で登山者等に規制範囲外への避難を呼びかけるとともに、避難促進施設や登山口等に出動する車両等を次頁で示す場所に手配する。

#### 【警察·消防】

気象庁、火山専門家等の助言により、登山者等の避難誘導にあたる。

#### 【その他関係機関】

観光関係団体・観光関係事業者等は、身の安全を確保しつつ、市の情報をもとに登山者等の避難誘導にあたる。

# 立入禁止

異常を感じた場合には直ちに避難 危険ですから、 規制区域には絶対に立ち入らないでください。 (下山) してください。

害対策基本法に基づき、ここから先は立入禁止とします。

秋田焼山に火口周辺警報

(噴火警戒レベル3) が発表されたため、

災

# 通行止めの

# お知らせ

ております。

異常を感じた場合には直ちに避難 (下山) してください。 また、

危険ですから、 規制区域には絶対に立ち入らないでください。 害対策基本法に基づき、この先県道○○○(国道)で立入規制を実施し

秋

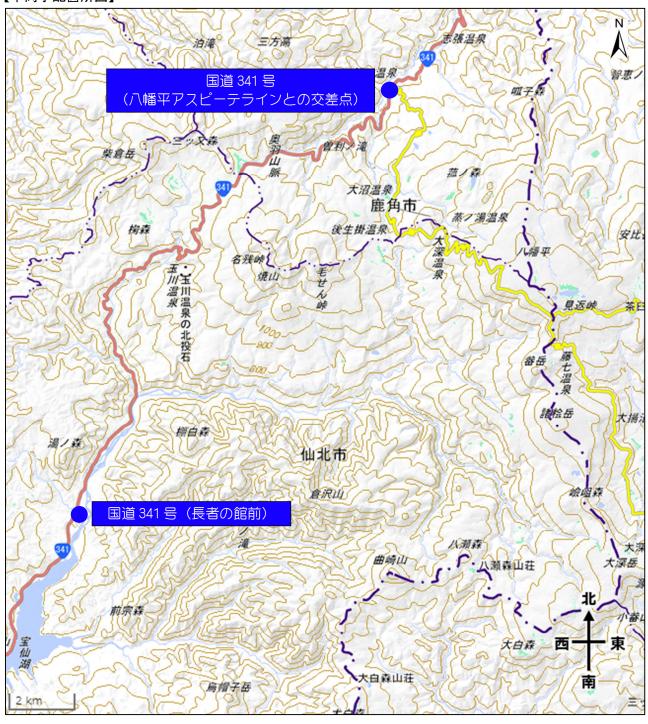
田焼山に火口周辺警報

(噴火警戒レベル3)

が発表されたため、

災

# 【車両手配箇所図】



# ⑤避難促進施設による避難誘導

火口近くに位置する避難促進施設は、施設の利用者等に対して、噴火警戒レベルが3に引き上げられたことを周知するとともに、退避が必要な場合は緊急退避の措置をとる。また、市と協議・連携し、規制範囲外への避難誘導を行う。

市は、火山活動の状況や気象庁、火山専門家、協議会等の助言を踏まえ、避難促進施設の利用者等の緊急退避やその後の避難について施設と協議し、避難が必要となった場合には、施設と連携し規制範囲外への避難誘導にあたる。

#### (4) 噴火警戒レベル4の場合

# ①協議会の構成機関の体制

協議会の構成機関は、あらかじめ定められた防災体制をとり、担当する防災対応にあたるとともに、情報収集・伝達体制や関係機関との情報共有体制を強化する。また、火山活動の状況や防災対応について協議を行い、鹿角市及び仙北市に対して助言を行うとともに、火山ハザードマップ等の想定を超える噴火が発生した場合や影響範囲の拡大に備え、避難対象地域の拡大等について検討する。

鹿角市は、避難対象地域(地区単位)に高齢者等避難を発令するとともに、要配慮者の避難誘導にあたる。

仙北市は、居住地域への影響は想定されていないため、噴火警戒レベル3の体制をとる。

県は、必要に応じて協議会等を開催し、関係機関とともに鹿角市及び仙北市に対する助言や、 必要な支援を行う。

国は、必要に応じて、緊急(非常・特定)災害現地対策本部又は政府現地対策室を設置し、県・ 市等関係機関と協力し、情報収集や避難等の防災対応の支援にあたる。

## 【各機関の防災体制】

機関	防災体制	
秋田県	災害対策本部	
秋田県鹿角地域振興局	鹿角地域災害対策部	
秋田県仙北地域振興局	仙北地域災害対策部	
鹿角市	災害対策本部	
仙北市	災害対策本部	
围	緊急(非常・特定)災害現地対策本部又は政府現地対策室	

# ②情報収集・伝達

県、市及び関係機関は、住民、登山者等への情報伝達を強化し、噴火警戒レベルが4に引き上げられたことや高齢者等避難等の発令について、周知徹底する。

# 【各機関の実施内容】(※登山者への安全対策については噴火警戒レベル3と同様)

機関	実施内容
秋田県	●関係機関に情報伝達・共有 ●HP、SNS等による広報 ●道路情報版等による道路利用者への情報提供 ●看板の設置等による道路及び登山道の通行止め等規制情報の周知 ●観光ガイド、観光施設等を通じた情報発信、啓発活動 ●報道機関への情報提供
鹿角市仙北市	<ul> <li>●関係機関に情報伝達・共有</li> <li>●HP、SNS等による広報</li> <li>●道路情報版等による道路利用者への情報提供</li> <li>●看板の設置等による道路及び登山道の通行止め等規制情報の周知</li> <li>●防災行政無線、広報車、緊急速報メール、メール、ラジオ等による住民等への呼びかけ</li> <li>●報道機関への情報提供</li> <li>●避難対象地域へ高齢者等避難の発令</li> <li>【鹿角市】水沢地区 積雪期のみ熊沢地区、八幡平地区、尾去沢地区、花輪地区を追加</li> <li>●特定地域へ避難指示の発令</li> <li>【鹿角市】澄川地熱発電所、大沼地熱発電所、大沼温泉、後生掛温泉、蒸ノ湯温泉、志張温泉、</li></ul>
秋田県警察本部 鹿角警察署 仙北警察署	●HP等による広報 ●関係機関への情報伝達 ●報道機関への情報提供
仙台管区気象台 秋田地方気象台	<ul><li>●火山関連情報の発表及び関係機関への情報共有</li><li>●火山活動及び気象情報等の解説</li></ul>
その他 (各消防本部、 国)	● H P 等による広報 ● 関係機関への情報伝達 ● 報道機関への情報提供
避難促進施設	<ul><li>●施設利用者等に情報伝達</li><li>●施設利用者の人数等の把握に努め、市等へ報告</li></ul>

住民、登山者等への周知の文例は次のとおりとする。

#### <住民等向けの防災行政無線文例>

こちらは()()市です。

本日午前(午後)○時○分に噴火警報(居住地域)が秋田焼山に発表され、噴火警戒レベル4 (高齢者等避難)に引き上げられました。

これにより、○○地区において、高齢者等避難を発令します。

お年寄りの方等は、直ちに〇〇公民館へ避難を開始してください。その他の住民の皆様は、今後、噴火の恐れがありますので、避難の準備を始めてください。

住民の皆様は、今後の市からのお知らせや、テレビ等の情報に注意してください。

詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

# <緊急時におけるメール文例>

こちらは○○市です。

本日午前(午後)○時○分、秋田焼山に噴火警戒レベル4(高齢者等避難)が発表されました。 ○○地区に高齢者等避難を発令します。高齢者等の要配慮者の方は直ちに指定された避難所へ 避難してください。その他の住民の方は避難の準備を開始してください。

今後の市からのお知らせや、テレビ等の情報に注意してください。

#### ③避難所等の開設等

鹿角市は、自主的な避難や要配慮者の避難に際して、その受入先となる避難所等の開設を行う。また、今後の避難指示の発令も想定し、避難所等の開設準備を行う。なお、避難生活が長期化することにも留意し、避難所等となる施設を選定・確保し、物資等の供給体制も構築しておく。 県は、避難生活が長期化することを考慮した避難所等の確保において、鹿角市を支援する。なお、鹿角市が行う物資等の供給に関する支援体制を整備しておく。

#### ④要配慮者の避難誘導・住民等の避難の準備

鹿角市は、避難対象地域(地区単位)に高齢者等避難を発令し、要配慮者の避難誘導を優先して行う。要配慮者の避難にあたっては、避難行動要支援者の個別計画を活用して、避難行動支援等関係者と協力して行う。また、警察、消防等と協力し、避難行動要支援者名簿等により、安否確認や避難完了の確認等を行う。

住民等には、防災行政無線や広報車、メール、ラジオ等を活用し、避難の準備を呼びかける。 警察、消防は、鹿角市からの要請を受け、要配慮者の避難誘導を行う。また、避難行動要支援 者の避難誘導に際して、避難行動要支援者名簿等を活用し、施設職員や他の避難支援者等関係者 とも協力してあたる。

# <u>⑤避難対象地域にいる観光客等の帰宅支援</u>

鹿角市は、避難対象地域にいる観光客等に対して、交通機関の運行状況等に関する情報を提供 し、帰宅支援を行う。また、必要に応じて、輸送機関にバス等の臨時便を要請するなど、観光客 等の移動手段を確保する。

#### ⑥避難促進施設による避難誘導

要配慮者が利用する避難促進施設は、事前に定めている避難確保計画を活用して、鹿角市の高齢者等避難の発令に従い、避難誘導を実施する。

鹿角市は、要配慮者が利用する避難促進施設から依頼があった場合、受入先の確保・調整、要配慮者の搬送手段の手配などを行う。

県は、要配慮者が利用する避難促進施設の避難に際して、鹿角市から要請があった場合、受入 先の確保・調整や搬送手段の手配などの支援を行う。

#### (5) 噴火警戒レベル5の場合

# ①協議会の構成機関の体制

協議会の構成機関は、あらかじめ定められた防災体制をとり、担当する防災対応にあたるとともに、情報収集・伝達体制や関係機関との情報共有体制を強化する。また、火山活動の状況や防災対応について協議を行い、鹿角市及び仙北市に対して助言を行うとともに、火山ハザードマップ等の想定を超える噴火が発生した場合や影響範囲の拡大に備え、避難対象地域の拡大等について検討する。

鹿角市は、避難対象地域(地区単位)に避難指示を発令するとともに、避難誘導にあたる。 仙北市は、居住地域への影響は想定されていないため、噴火警戒レベル3の体制をとる。 県は、必要に応じて協議会等を開催し、関係機関とともに鹿角市及び仙北市に対する助言や、

必要な支援を行う。

国は、必要に応じて、緊急(非常・特定)災害現地対策本部又は政府現地対策室を設置し、県・ 市等関係機関と協力し、情報収集や避難等の防災対応の支援にあたる。

## 【各機関の防災体制】

機関	防災体制	
秋田県	災害対策本部	
秋田県鹿角地域振興局	災害対策部	
秋田県仙北地域振興局	災害対策部	
鹿角市	災害対策本部	
仙北市	災害対策本部	
围	緊急(非常・特定)災害現地対策本部又は政府現地対策室	

# ②情報収集・伝達

県、市及び関係機関は、住民、登山者等への情報伝達を強化し、噴火警戒レベルが5に引き上げられたことや避難指示等の発表について、周知徹底する。

# 【各機関の実施内容】(※登山者等への安全対策については噴火警戒レベル3同様)

機関	実施内容	
県	●関係機関に情報伝達・共有 ●HP、SNS等による広報 ●道路情報版等による道路利用者への情報提供 ●看板の設置等による道路及び登山道の通行止め等規制情報の周知 ●観光ガイド、観光施設等を通じた情報発信、啓発活動 ●報道機関への情報提供	
鹿角市仙北市	<ul> <li>●関係機関に情報伝達・共有</li> <li>●HP、SNS等による広報</li> <li>●道路情報版等による道路利用者への情報提供</li> <li>●看板の設置等による道路及び登山道の通行止め等規制情報の周知</li> <li>●防災行政無線、広報車、緊急速報メール、登録制メール、防災ラジオ等による住民等への避難の呼びかけ</li> <li>●報道機関への情報提供</li> <li>●避難対象地域へ避難指示の発令</li> <li>【鹿角市】澄川地熱発電所、大沼地熱発電所、大沼温泉、後生掛温泉、蒸ノ湯温泉、志張温泉、水沢地区積雪期のみ八幡平中学校、八幡平小学校、熊沢地区、永田地区、八幡平地区、尾去沢地区、花輪地区を追加</li> <li>【仙北市】大深温泉、玉川温泉、新玉川温泉、玉川酸性水中和処理施設</li> </ul>	
秋田県警察本部 鹿角警察署 仙北警察署	<ul><li>●HP等による広報</li><li>●関係機関に情報伝達・共有</li><li>●報道機関への情報提供</li><li>●登山□等で規制範囲内から避難してきた登山者等の情報と登山届等の情報を照合し、関係機関と情報を共有</li></ul>	
仙台管区気象台 秋田地方気象台	<ul><li>●火山関連情報の発表及び関係機関への情報共有</li><li>●火山活動及び気象情報等の解説</li></ul>	
その他 (各消防本部、国)	<ul><li>●HP等による広報</li><li>●関係機関への情報伝達</li><li>●報道機関への情報提供</li></ul>	
避難促進施設	●施設利用者等に情報伝達 ●施設利用者の人数等の把握に努め、市等へ報告	

住民、登山者等への周知の文例は次のとおりとする。

#### <住民等向けの防災行政無線文例>

こちらは()()市です。

本日午前(午後)○時○分に噴火警報(居住地域)が秋田焼山に発表され、噴火警戒レベル5(避難)に引き上げられました。

これより、○○地区に避難指示を発令します。

住民の皆様は直ちに○○公民館へ避難を開始してください。

今後の市からのお知らせ、テレビ等の情報に注意してください。

詳しい情報が入り次第またお知らせします。

# <緊急時におけるメール文例> (200文字以内)

こちらは○○市です。

本日午前(午後)○時○分、秋田焼山に噴火警戒レベル5(避難)が発表されました。

○○地区(・○○地区・○○地区・○○地区)に避難指示を発令します。住民の皆様は直ちに指定された避難所へ避難してください。

今後の市からのお知らせ、テレビ等の情報に注意してください。

# <u>③通行規</u>制等

県、鹿角市の道路管理者は、住民等の避難誘導を円滑に行うため、あらかじめ定められた箇所 等で通行規制を実施する。

気象庁、火山専門家等は、必要に応じ警戒が必要な範囲や規制範囲について関係機関に助言を行う。

警察は、あらかじめ定められた箇所等において、交通規制等を行う。

#### ④避難所等の開設

鹿角市は、住民等の避難に際して、その受入先となる避難所等の開設を速やかに行う。なお、 避難生活が長期化することにも留意し、避難所等となる施設を選定・確保し、物資等の供給体制 も構築しておく。

# 5住民等の避難誘導

鹿角市は、避難対象地域(地区単位)に対して避難指示を発令するとともに、住民等の避難誘導を行い、必要に応じて、避難者の輸送手段を手配する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を行う。

警察、消防等は、住民等の避難誘導にあたる。

自衛隊は、県からの災害派遣要請があった場合、避難誘導を支援する。

#### ⑥避難促進施設による避難誘導

避難促進施設は、施設の利用者等に対して、噴火警戒レベルが5に引き上げられたことや避難 指示等が発令されたことを周知する。また、鹿角市の支援のもと、避難所等まで避難誘導を行う。 鹿角市は、避難促進施設から避難者の輸送手段確保について依頼があった場合、その調達・確 保を行う。

県は、避難促進施設の避難に際して、市から要請があった場合、受入先の確保・調整や搬送手段の手配などの支援を行う。

### 2 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火に至った場合の避難対応

#### (1) 突発的に噴火した場合(噴火警戒レベル1→2又は3)

協議会の構成機関は、速やかに火山活動の状況を共有し、その情報をもとに協議の上、火口周辺規制(もしくは入山規制)を実施するとともに、登山者等を安全に規制範囲外へ避難誘導するなどの対応を行う。

# ①協議会の構成機関の体制

県、市等の協議会の構成機関は、噴火の規模や噴火現象の影響範囲に関わらず、非常体制をとり、情報収集・伝達体制を行い、噴火の状況や被害状況の把握に努める。

県や市等は噴火が発生した位置や規模などがある程度判明した際は、状況に応じた防災体制 に移行する。また、県は、必要に応じて、自衛隊への災害派遣要請を行う。

協議会の構成機関は、噴火の規模や噴火現象の影響範囲に関わらず、非常体制をとり、市等と 連携し、防災対応にあたる。

# ②情報収集・伝達

市は、まず「火山が噴火した」、「緊急退避の実施」などの情報を、速やかに登山者等に周知する。その後、必要に応じて、噴火現象の影響が想定される範囲や規制範囲、避難指示等の発令などを伝達する。

県は、市が登山者等に対して行う周知活動について支援する。

県及び市は、噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、住 民・登山者等の避難状況、被害状況等の情報を集約し、協議会の構成機関と情報共有を図る。

気象庁、東北地方整備局、火山専門家等は、噴火の規模や火山活動の状況、火山現象及びその 影響範囲などの把握に努め、協議会の構成機関と情報共有を図る。

気象庁は、噴火の発生を観測した場合、速やかに噴火速報を発表するととともに、火山現象の 影響範囲により噴火警戒レベルを引き上げ、関係機関に伝達し情報共有を図る。

警察、消防、自衛隊は、要救助者の情報を把握した場合、協議会の関係機関等と情報を共有し、 気象庁及び火山専門家の助言を得ながら救助の体制をとる。

避難促進施設は、噴火を認知した場合、市に直ちに伝達するとともに、施設の被害や緊急退避 した人数、負傷者の有無などの状況を整理し、市に報告する。 住民、登山者等への周知の文例は次のとおりとする。

#### <住民等向けの防災行政無線文例>

こちらは〇〇市です。

本日午前(午後)○時○分に秋田焼山で噴火が発生しました。

火口近くにいる登山者・観光客の皆様は、至急、近くの建物の中に避難してください。建物内では、施設の管理者の指示に従い外に出ないでください。

今後の市からのお知らせ、テレビ等の情報に注意してください。

詳しい情報が入り次第またお知らせします。

# <緊急時におけるメール文例>

こちらは○○市です。

本日午前(午後)○時○分に秋田焼山で噴火が発生しました。

火口近くにいる登山者等は、至急、近くの建物の中や物陰に避難してください。建物内では施設の管理者の指示に従い外に出ないでください。

今後の市からのお知らせ、テレビ等の情報に注意してください。

詳しい情報が入り次第またお知らせします。

# ③入山規制等

火山が突発的に噴火し、噴火警戒レベル2又は3の防災対応を要する場合、登山者等の立入りを禁止するため、それぞれ火口周辺規制及び入山規制を実施する。

### ④登山者等の緊急退避とその後の避難誘導

市は、登山者等に対して緊急退避を呼びかけるとともに、避難促進施設等とも連携し、緊急退避後の避難誘導にあたる。その際の避難は、徒歩や自家用車等で行うことを基本とするが、移動手段のない人の避難のためにバス等を手配する。

県は、必要に応じて協議会を開催し、登山者等の避難誘導の実施時期について協議する。また、 市等が行う登山者等の避難誘導、輸送手段の確保等について支援する。

気象庁、火山専門家等は、火山活動の推移予測等から、緊急退避後の避難誘導の実施時期について助言を行う。

警察、消防、自衛隊は、市、道路管理者等と協力し、交通整理・誘導、規制や立入制限等を行い、登山者等の緊急退避後の避難誘導にあたる。

観光関係団体・観光関係事業者など火口付近で活動している機関・団体は、自らの安全を確保 し、登山者等に対して、緊急退避の呼びかけや緊急退避の誘導を行う。

#### ⑤緊急退避を行わない登山者等の避難誘導

市は、協議会での協議を踏まえ、避難促進施設等とも連携し、登山者等の避難所等もしくは規制範囲外までの避難誘導にあたる。

その際の避難は、徒歩や自家用車等で行うことを基本とするが、移動手段のない人の避難のためにバス等を手配する。

県は必要に応じて、協議会を開催し、登山者等の避難誘導について協議する。また、市等が行う登山者等の避難誘導、輸送手段の確保等について支援する。

警察、消防、自衛隊は、市、道路管理者等と協力し、交通整理・誘導、規制や立入制限等登山

者等の緊急退避後の避難誘導にあたる。

# ⑥避難所等の開設

市は、避難してきた登山者等を一時的に収容するために、速やかに避難所等を開設し、登山者等の受入れを行う。避難所の開設は噴火警戒レベル5の対応を参照する。

# ⑦避難促進施設等による避難誘導

火口周辺規制及び入山規制の範囲内に位置する避難促進施設は、突発的に噴火した場合、噴石等から利用者等を守るため、避難場所等への誘導を行う。また、緊急退避後、必要に応じて、規制範囲外や安全な避難所等への誘導を行う。

火山活動の状況等に応じて、市との協議により、市と連携し避難所等までの避難誘導にあたる。また、避難促進施設は、施設に緊急退避した人数や負傷者の有無などの状況を市に報告する。 市は、火山活動の状況等を踏まえ、避難促進施設と協議し、緊急退避後の避難誘導の実施時期を決定し、施設と連携して避難誘導にあたる。

# (2) 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合 (噴火警戒レベル2~4→5)

協議会の構成機関は、噴火に伴う火山現象が短時間で避難対象地域(地区)に到達する恐れがあるため、速やかな緊急退避の実施や避難指示等の周知、住民、登山者等の安全な地域への避難誘導などの防災対応を行う。秋田焼山では、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が居住地区を襲う可能性があるため、特に注意が必要である。

# ①協議会の構成機関の体制

県、市等の協議会の構成機関は、噴火の規模や噴火現象の影響範囲に関わらず、非常体制をとり、避難誘導等を行う。また、噴火が発生した位置や規模などがある程度判明した際は、状況に応じた防災体制に移行する。必要に応じて、県は自衛隊に災害派遣要請を行う。

協議会の構成機関は、噴火の規模や噴火現象の影響範囲に関わらず、非常体制をとり、市等と連携し、防災対応にあたる。

#### ②情報収集・伝達

市は、避難対象地域(地区)に避難指示を発令するとともに、まず「居住地域まで影響するような噴火が発生した」、「緊急退避の実施」、「避難所等までの避難」などの情報を、速やかに住民、登山者等に周知する。その後、必要に応じて、噴火現象の影響が想定される範囲や規制範囲などを伝達する。

県は、報道機関等とも連携し、市が住民、登山者等に対して行う周知活動について支援する。 県及び市は、噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、住 民・登山者等の避難状況、被害状況等の情報を集約し、協議会の構成機関と情報共有を図る。

気象庁、東北地方整備局、火山専門家等は、噴火の規模や火山活動の状況、噴火現象及びその 影響範囲などの把握に努め、協議会の構成機関と情報共有を図る。その際、噴火が発生した位置 等が事前の想定と異なる場合、火山現象及びその影響範囲等の想定の修正に努める。

気象庁は、噴火の発生を観測した場合、速やかに噴火速報を発表するとともに、火山現象の影響範囲により噴火警戒レベルを引き上げ、関係機関に伝達し情報共有を図る。

警察、消防、自衛隊は、要救助者の情報を把握した場合、協議会の関係機関等と情報を共有するとともに、救助の体制をとる。

避難促進施設は、噴火を認知した場合、市に直ちに伝達するとともに、施設の被害や緊急退避 した人数、負傷者の有無などの状況を整理し、市に報告する。

住民、登山者等への周知の文例は次のとおりとする。

#### <防災行政無線文例>

こちらは○○市です。

本日午前(午後)○時○分に秋田焼山で噴火が発生しました。

○○地区の住民等は、至急、○○公民館まで避難してください。避難の際は、警察、消防等の指示に従ってください。

今後の市からのお知らせ、テレビ等の情報に注意してください。

詳しい情報が入り次第またお知らせします。

#### <緊急時におけるメール文例>

こちらは○○市です。

本日午前(午後)○時○分に秋田焼山で噴火が発生しました。

住民等は、至急、○○公民館まで避難してください。避難の際は、警察、消防等の指示に従ってください。

今後の市からのお知らせ、テレビ等の情報に注意してください。

詳しい情報が入り次第またお知らせします。

# ③通行規制等

火山現象の影響範囲にある避難対象地域(地区)は、非常に危険であり、速やかに避難対象地域への一般車両の流入制限など、住民等の立入りを禁止するため、通行規制等を実施する。

#### ④住民等の緊急退避とその後の避難誘導

市は、避難が間に合わない住民等に対して、緊急退避を呼びかける。また、住民等の緊急退避後、協議会での協議を踏まえ、緊急退避後の避難誘導にあたる。その際の避難は、徒歩や自家用車等で行うことを基本とするが、移動手段のない人の避難については、市等がバス等を手配する。

県は、協議会を開催し、協議会の構成機関において、住民等の緊急退避後の避難誘導の実施時期について協議する。また、協議会の構成機関は、市等が行う住民等の緊急退避後の避難誘導、輸送手段の確保等について支援する。

気象庁、火山専門家等は、火山活動の推移予測等から、緊急退避後の避難誘導の実施時期について助言を行う。

警察、消防、自衛隊等は、市、道路管理者等と協力し、交通整理・誘導、規制や立入制限等を 行って、住民等の緊急退避後の避難誘導にあたる。

# ⑤緊急退避を行わない住民等の避難誘導

市は、あらかじめ設定されている避難対象地域(地区単位)に対して、避難指示を発令する。 その際、避難の方向や避難所等についても周知する。また、必要に応じて、住民等の移動手段、 要配慮者のため福祉車両などの避難手段の確保に努める。 県は協議会を開催し、市が行う住民等の避難誘導、輸送手段の確保等について支援する。

警察、消防、自衛隊は、市、道路管理者等と協力し、交通整理・誘導、規制や立入制限等を 行って、住民等の避難誘導にあたる。

住民等は、居住地が避難対象地域に位置し、市から避難指示が発令された場合、市等の指示に 従い、避難を行う。

# ⑥避難所等の開設

居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合、速やかに避難所等を開設し、避難者の受入れを行うことが重要である。避難所の開設については、噴火警戒レベル5の対応を参照する。

# <u>⑦避難促</u>進施設による避難誘導

避難対象地域に位置する避難促進施設は、火山現象から利用者等を守るため、市との協議により、避難所等までの避難誘導を行う。また、避難促進施設は、施設利用者等の避難者数や負傷者の有無などの状況を市に報告する。

市は、火山活動の状況等を踏まえ、避難促進施設と協議し、避難所等までの避難誘導を実施する。また、必要に応じて、緊急退避を呼びかける。

#### 3 救助活動

#### (1) 救助活動の体制

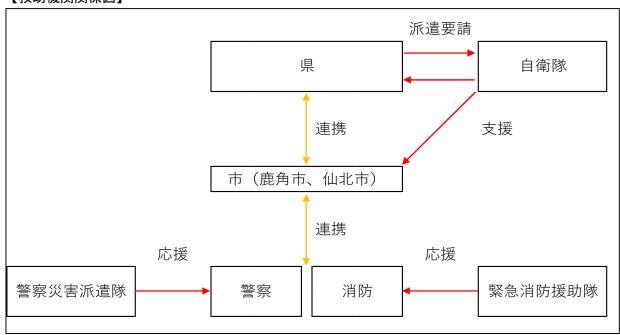
## ①協議会の関係機関における役割

秋田焼山の噴火に伴い登山者、観光客及び住民等の救助が必要となった場合の救助関係機関の役割と活動内容は次のとおりである。

# 【協議会構成機関の役割と活動内容】

関係機関	役割と活動内容
秋田県	<ul><li>○全ての救助機関の総合調整</li><li>○協議会の開催</li><li>○自衛隊への災害派遣要請</li></ul>
鹿角市 仙北市	<ul><li>○避難指示等の発令</li><li>○避難所の開設</li><li>○避難誘導</li></ul>
秋田県警察本部 鹿角警察署 仙北警察署	<ul><li>○避難誘導</li><li>○救助の実施</li><li>○負傷者等の輸送</li></ul>
鹿角広域行政組合消防本部 大曲仙北広域市町村圏組合消防本部	<ul><li>○避難誘導</li><li>○救助の実施</li><li>○負傷者等の輸送</li></ul>
陸上自衛隊第21普通科連隊	<ul><li>○救助の実施</li><li>○負傷者等の輸送</li></ul>
仙台管区気象台 秋田地方気象台	<ul><li>○火山活動の監視及び情報提供</li><li>○火山活動及び気象情報等の解説</li></ul>
東北地方整備局	○土砂災害への専門的知見

# 【救助機関関係図】



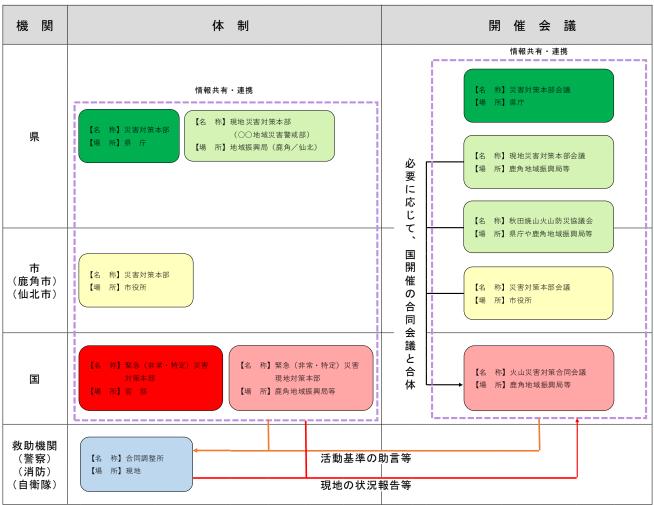
# ②合同調整所(現地合同指揮所)等の設置等

警察、消防、自衛隊等は、救助活動を円滑に行うために、現場活動での一体性、効率性、安全 性等を考慮し、合同調整所(現地合同指揮所)等を設置するなど体制を整える。

また、合同調整所では、各救助機関における部隊間での情報共有(要救助者情報、活動基準)、 活動調整(捜索範囲や捜索ルート)、相互協力(資機材や役割分担)を行う。

# 【合同調整所の候補施設一覧】

No.	名 称	所 在 地	備考
1	鹿角地域振興局	花輪六月田1	第1候補
2	鹿角市役所	花輪字荒田4番地1	第2候補
3	鹿角広域行政組合消防本部	花輪字向畑 100-2	第3候補
4	仙北市役所田沢湖庁舎	仙北市田沢湖生保内宮ノ後 30	第4候補



※体制名や会議名は、発令されている噴火警戒レベルや危機の切迫等によって変わる

# ③救助活動への支援体制

救助活動の対象範囲の検討・確認や活動実施の際には、警察、消防、自衛隊に加え、必要に応じて、火山専門家、山岳ガイド等が技術的な支援を行う。

# ④活動基準の設定

警察、消防、自衛隊は、噴火時等において、二次災害を防止し、円滑に救助活動を行うため、 火山活動の状況や降雨の状況などによる活動基準を設定する。

気象庁、火山専門家、東北地方整備局等は、監視・観測データなどから火山活動の見込みや土 砂災害の危険性などによる活動基準の設定について助言を行う。

## 【助言の内容】

- ●火山性地震や火山性微動の発生状況 ●火砕流・溶岩流の発生状況 ●火山ガス濃度
- ●噴石の飛散・降灰の状況 ●気象状況

噴火時等における救助活動の可否の判断は、速やかに各部隊へ周知するとともに、判断に結び つく情報を入手した場合には、現場の合同調整所(現地合同指揮所)等から災害対策本部等に速 やかに報告する。

#### 【活動判断の基準】

活動基準の種類	内容
火山性微動、火山性地震等に よる活動中止判断の基準	気象庁や火山専門家が観測データを確認し、火山活動に異常が 認められれば、その情報をもとに災害対策本部等が活動の中止 を判断する。
降雨時の活動の再開基準	降雨停止後3時間以上が経過し、ヘリコプターによる上空からの調査を行い、ヘリコプター調査の結果を基に先遣調査隊を派遣し安全に活動できるかを確認する。 更に捜索活動を安全に実施できると判断した時点から7時間 先まで降雨の見通しがないことを確認する。
火山性ガスによる活動中止 判断の基準	硫化水素 (H <sub>2</sub> S):10ppm、二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> ):2ppm

(参考) 御嶽山噴火災害を踏まえた山岳救助活動の高度化等検討会報告書

# ⑤救助活動の範囲

警察、消防、自衛隊は、気象庁、火山専門家、東北地方整備局等から、監視・観測データなどから予想される火山現象の影響範囲や土砂災害の危険範囲などについての情報提供、助言などを踏まえ、活動が可能な範囲を検討する。

## ⑥活動部隊の退避等が可能な場所の設定

警察、消防、自衛隊は、救助活動中に、異常現象が発生した場合や噴火した場合、一時的に、活動範囲から直ちに退避できる場所を設定する。また、天候の悪化等で活動を一時中断する場合、活動範囲から、救助活動を行う全員が直ちに避難できる避難所等を設定する。その際、救助活動を行う全員を収容するためにも、複数の避難所等を設定する。近くに避難できる避難所等がない場合は、車両による移動も検討する。

警察、消防、自衛隊は、退避もしくは退避後、速やかに避難等が完了したことを確認する。

#### (2) 住民等の救助活動

# ①要救助者情報の把握

県、市、警察等は、あらかじめ整備された避難対象者のリストと避難所等で作成された避難者 名簿等を照合し、要救助者の情報集約・整理を行い、協議会の構成機関と情報共有する。

# ②搜索·救助活動

警察、消防、自衛隊は、共有された避難者情報をもとに、避難対象地域における救出ルートや 安全に退避できる場所を確認し、捜索及び救助活動を行う。

#### (3) 登山者等の救助活動

# ①要救助者情報の把握

県、市、警察等は、連携し、登山届等と(火口近くに位置する)避難促進施設等における緊急 退避状況、下山した者からの情報、避難者情報等を照合することにより、要救助者の情報集約・ 整理を行い、協議会の構成機関と情報を共有する。

# ②救助活動

警察、消防、自衛隊等救助に関わる機関は、共有された要救助者情報をもとに、二次被害を防止するために、活動範囲における救出ルートや安全に退避できる場所を確認し、捜索及び救助活動を行う。

#### (4) 医療活動

県、市は、負傷者が発生した場合、公的医療機関において医療活動を行うほか、民間医療機関に対して、受入等の協力を求めるものとする。また、県は、必要に応じて、速やかに医療関係機関又は国等に対して、災害派遣医療チーム(DMAT)等の派遣について要請する。

秋田焼山近傍の災害拠点病院は、可能な限り傷病者を受け入れるとともに、受入れ困難な傷病者等の搬送を県災害医療対策本部、地域災害医療対策本部等と協力して調整を行う。

災害拠点病院以外の医療機関は、被災地域内の医療活動に当たるとともに、災害拠点病院の災害 医療活動を補完する。また、救命救急医療の提供又は転送患者等の収容に努める。

#### 4 災害対策基本法に基づく警戒区域

市は、人の生命又は身体への危険を防止するために、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条に基づく警戒区域の設定を行う。また、すでに開設されている避難所等や住民、登山者等に対して、警戒区域の設定について周知する。なお、警戒区域の範囲については、気象庁、火山専門家等の助言も踏まえ、協議会等で協議し設定する。

県は、人の生命又は身体への危険を防止するために、特に必要があると認めるとき、市に対して警戒区域の設定について助言を行う。

気象庁、火山専門家等は、市が警戒区域を設定する際に助言を行う。

協議会の構成機関は、警戒区域の範囲について協議を行う。

市、県、警察、道路管理者は、警戒区域の設定に伴う通行規制等の実施や、規制箇所の設置などを 行う。

#### 5 報道機関への対応

#### (1)報道機関への情報提供

県は、報道機関への情報提供にあたって窓口として情報を一元化し、協議会で協議した対応方 針や防災対応の状況について整理した情報を発信するとともに、報道機関からの取材や問い合わ せに対しても適時対応する。また、報道機関への情報提供の内容について、協議会の構成機関と情報を共有するとともに、専門的な回答が必要となる場合は、適切な機関に対応を依頼する。

市は、協議会(または合同会議)としての体制が整うまでの間や、地域住民等へのきめ細かな対応等に関する情報を発信する場合に備えて、報道機関対応の窓口を設置する。

なお、誤った情報や整合性のとれていない情報は、避難等の対応に混乱を生じさせ、さらには、 地域産業への経済的被害を及ぼす可能性もあるため、報道機関への情報提供や報道機関を通じて の周知については十分に注意する。

# (2) 合同記者会見の実施

必要に応じて、県、市、気象庁等による合同記者会見を行う。実施の際は、報道機関へ日時等を 事前に周知する。

合同記者会見における対応者及び説明事項は、基本的に次の表のとおりとするが、質疑等において、表にある対応者以外の者が対応する必要がある場合は、適切な構成機関の対応者から改めて説明するものとする。

また、説明事項の内容により、対応者に協議会の構成機関を加えるものとする。

# 【合同記者会見の対応者】

対応者	説明事項
秋田県	協議会で協議した対応方針、火山地域全体の防災対応の状況
鹿角市 仙北市	住民、登山者等の避難や避難所等の状況等の防災対応
仙台管区気象台 秋田地方気象台	噴火警報、火山の活動状況
火山専門家	専門的見地から火山の活動状況
秋田県警察本部 鹿角警察署 仙北警察署	救助活動等の状況、道路規制の状況
道路管理者	道路規制の状況

# 第4章 緊急フェーズ後の対応

# 1 避難の長期化に備えた対策

各機関は、避難の長期化に備えるため、次の表のとおり各種の対応を取るものとする。

#### 【各機関の実施内容】

機関名	実施内容等
鹿角市仙北市	<ul> <li>・火山活動の状況や防災対応の実施状況などについて、適宜、正確に避難者に伝達する。</li> <li>・避難所の運営体制の構築を支援し、「避難所開設・運営マニュアル」に従い、円滑な運営に努めるとともに、食料や飲料水等の生活関連物資の配布、プライバシーの確保、簡易ベット等の活用、トイレや入浴施設の設置等、安全かつ良好な生活環境の確保に努める。</li> <li>・保健所や福祉ボランティアなどを活用し、避難所等の巡回相談などを実施する。</li> <li>・旅館、ホテル、その他公共施設等の協力を得て、長期の避難生活に対応した避難所の確保や、応急仮設住宅の建設、公営住宅への入居などの対応を進める。</li> <li>・ペットや家畜は原則として所有者の責任において避難先を確保すべきであるが、確保できない場合を想定して、臨時の預かり所や避難先の確保、搬送方法など、関係機関と協議して対応する。</li> </ul>
秋田県	<ul><li>・市と協力し、火山活動の状況や防災対応の実施状況などについて、正確に避難者に伝達する。</li><li>・保健師や福祉ボランティアの確保について、広域的な応援体制を確保する。</li><li>・長期の避難生活に対応した、避難所となりうる県有施設について、市に情報提供する。</li></ul>
仙台管区気象台 秋田地方気象台	・火山活動の状況や予測される火山活動の推移等について、定期的に説明会を開催するなどして情報提供し、避難者や住民等の不安の軽減を図る。

## 2 風評被害対策

協議会の構成機関は、協議会(または合同会議)として報道機関に対し、最新の火山活動、影響範囲、噴火時等のリスク、登山者等の安全対策、民間事業者の営業状況等についての正確な情報提供に努める。

県及び市は、噴火活動の沈静後、協議会(または合同会議)の協議を踏まえて、協議会の構成機関と連携し、地域の安全宣言を発表する等、積極的な観光PR活動を行うなど、地域のダメージを軽減するよう努める。

#### 3 避難指示の解除、一時立入等の対応

# (1) 避難指示の解除について

市は、避難指示の解除を判断・決定するにあたり、協議会等において、気象庁、火山専門家等の助言を踏まえ、関係機関と協議する。避難指示の解除にあたっては、避難対象地域の地区単位で、帰宅の手順や経路などを定めた帰宅計画を作成する。また、避難指示を解除することを防災行政無

線やメール、ラジオ等を活用し、住民等に周知し、帰宅に先立ち、帰宅計画等をもとに、住民等を 対象とした説明会等を開催する。

県は、市と避難指示の解除に向けて協議・調整を行う。また、市が行う避難指示の解除について の住民等への周知活動を支援する。

気象庁、火山専門家、東北地方整備局等は、火山の活動状況等から、避難指示の解除について助 言を行う。

警察、道路管理者等は、規制範囲の縮小又は解除に先立ち、規制範囲内の道路状況や交通に支障がないか、二次災害防止対策等の安全確認を行い、避難指示解除に合わせ、必要な通行規制の解除を行う。

#### (2) 規制範囲の縮小又は解除

市は、規制範囲の縮小又は解除を判断・決定するにあたり、協議会等において、気象庁、火山専門家等の助言を踏まえ、関係機関と協議する。また、規制範囲を縮小または解除することを防災行政無線やメール、ラジオ等を活用し住民等に周知する。

県は、市と規制範囲の縮小又は解除について協議・調整を行う。また、市が行う規制範囲の縮小・ 解除についての住民等への周知活動を支援する。

気象庁、火山専門家等は、火山の活動状況等から、規制範囲の縮小又は解除について、市や県に 助言を行う。

警察、道路管理者等は、規制範囲の縮小又は解除に先立ち、規制範囲内の道路状況や交通に支障がないか、二次災害防止対策等の安全確認を行い、規制範囲の縮小又は解除に合わせ、必要な通行規制の解除や、新たな規制箇所での通行規制等を行う。

#### (3) 一時立入について

市は、一時立入の実施を判断・決定するにあたり、協議会等において、気象庁、火山専門家等の助言を踏まえ、関係機関と協議し、緊急時における避難・退去の基準や立入可能な範囲、立入時間などを設定し、一時立入を実施する。一時立入を実施する際には、一時立入を希望する住民等を募集し、一時立入名簿を作成する。作成した名簿は、警察、消防、道路管理者等と共有する。また、一時立入者と常に連絡が取れるよう、携帯電話やトランシーバーなどを活用し、緊急時において、避難や退去の指示を確実に伝達する体制をとる。

県は、市と一時立入の実施に向けて協議・調整を行う。

気象庁、火山専門家等は、火山活動の状況等から、一時立入の可能な範囲や立入時間について、 県、市に助言を行う。また、一時立入を実施するにあたっては、これに先立ち、気象庁、火山専門 家等は、避難対象地域や警戒区域に立入り、現地調査を行う。

警察、道路管理者等は、一時立入の実施に先立ち、立入可能な範囲の道路状況等について安全確認を行うとともに、市が作成した一時立入者名簿を活用し、規制箇所等で、一時立入者の入退去の確認を行う。

# 第5章 平常時からの防災啓発と訓練

#### 1 防災啓発と学校での防災教育

#### (1) 住民等への防災啓発

市は、住民等に火山防災マップ等を配布し、マップ等の説明会や防災講演会などを開催し、住民等の防災意識の向上を図るほか、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメントの教訓・災害内容等を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

県や気象庁は、火山防災マップの配布や説明会等の支援を行う。

避難促進施設は、協議会で作成した火山防災マップなどを活用し、施設利用者等への防災啓発を 行う。

#### (2) 登山者等への防災啓発

市は、火山防災マップ等を配布し、マップ等の説明会や防災講演会などを開催し、登山者等の防災意識の向上を図る。

県や気象庁は、火山防災マップの配布や説明会等の支援を行う。

避難促進施設は、協議会で作成した火山防災マップなどを活用し、登山者や施設利用者等への防 災啓発を行う。

協議会の構成機関は、登山届等の提出について普及啓発を図る。

#### (3) 学校での防災教育

県や市は、協議会の構成機関と連携し、出前講座の実施、副読本や火山防災マップの作成等により、学校における防災教育や啓発用の教材作成を支援する。また、教育委員会とも連携し、教職員に対する火山防災の研修を行うとともに、授業の一環として、児童・生徒を対象とした火山防災等をテーマにした防災教育プログラムを導入する。

協議会の構成機関は、市と協力し、出前講座の実施、副読本や火山防災マップの作成等で、学校 における防災教育や啓発用の教材作成を支援する。

#### 2 防災訓練

県や市は、単独もしくは協議会の構成機関と合同で、噴火時等を想定した防災訓練を行う。

合同訓練を実施する場合の訓練内容や方法については、協議会で協議し実施する。

訓練の実施にあたって、必要に応じて、避難に関わる地域住民、登山者、自主防災組織、避難促進施設、関係事業者等にも参加を呼びかけるものとする。

気象庁及び火山専門家は、訓練の想定条件となる噴火規模や噴火シナリオ等について、県や市等に 助言を行う。

# 【想定される訓練の種類】

No.	訓練メニュー	内 容
1	情報伝達訓練	住民、登山者、避難促進施設等を対象に、避難指示等の伝達訓練。
2	避難誘導訓練	住民等を対象に避難誘導訓練を行う。
3	図上訓練	噴火警戒レベルごとの各機関の防災対応をシミュレーションする。
4	避難所開設及び 運営訓練	避難所の開設及び運営訓練を実施する。
5	帰宅困難者対策訓練	一時滞在施設運営訓練や搬送訓練を行う。
6	安否確認訓練	避難対象者リストを参考にした安否確認訓練を行う。